事業に役立つ!事務所通信

2022年11月4日発行

第6号

たかしま行政書士事務所発行

経営者保証を考える

ご存知の通り、中小企業が金融機関から融資を受ける際には、社長個人が連帯保証人に求められることが一般的です。この社長による連帯保証を「経営者保証」と言います。

経営者保証については、ここ数年、議論されていて、「経営者保証はなくすべきだ」という意見も多くあります。

経営者保証があることで、積極的な設備投資に躊躇したり、 事業承継の際に承継者が会社の借金に対する連帯保証も引き継がなければならないことで承継すること躊躇するなどボトルネックになっています。

政府は、過度に保証や担保に依存しない融資を推進しており、政府系金融機関である日本政策金融公庫や商工中金においては、経営者保証を付けない無保証融資の取り扱いが増え2021年実績では、商工中金の貸出しの7割、日本政策金融公庫は4割が無保証融資となっています。民間金融機関においても「経営者保証に関するガイドライン」を定めるなど、経営者保証を必要としない融資への関心は高まっています。

■民間金融機関の経営者保証の依存度

「経営者保証に関するガイドライン」は、法律ではありませんので、法的な拘束力を持ちません。あくまでも、「中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルール」と位置付けられており、関係者が自発的に尊重し、遵守することが期待されているもので、経営者保証を付けずに融資をするか、既存の融資から経営者保証を解除するかどうかの最終的な判断は、金融機関に委ねられています。

今月 11 月初旬に公表された金融庁による経営者保証の最新状況を見てみると、2021年10月~22年3月の地域銀行の新規融資に占める経営者保証の依存度は、64%(99 行平均)と過半が経営者保証を付けて融資をしているのが実態だということがわかりました。

■金融庁、監督指針の改正案を発表

こうした実態を受け、金融庁は 11 月 1 日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案を発表し、23 年 4 月からの適用を目指すとしています。

具体的な内容は、下記の通りで、これまでは、「必要に応じて 保証人から説明を受けた旨の確認を行う」と、していたものを、説 明義務をより細かくし、記録に関しても具体的に示されました。

経営者保証を取る場合には、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果とリスクについて、実際に保証債務を履行せざるを得ないといった最悪のシナリオを想定した説明を行うこと。また、保証人に対し説明をした旨を確認し、その結果等を書面又 は電子的方法で記録すること。

これによって、経営者保証を実質的に制限していこうというのが 狙いのようです。 一方、経営者保証を付けない融資が推進されているとはいえ、 金融機関としても、どんなケースでも無保証で融資をするというわけにはいきません。銀行には「融資の5原則」というものがあり、その中には、「安全性の原則」があり、融資した資金は、確実に回収できなければなりません。融資の原資の大部分は、個人や法人から預かっている「預金」です。最終的には、預金者に返済する義務がありますので、貸し倒れリスクを極力抑えなければなりません。それには、保証や担保といった保全は重要です。

〈融資の5原則〉

公共性の原則 / 安全性の原則 / 収益性の原則 流動性の原則 / 成長性の原則

そこで、今回の改正案では、経営者保証が必要となる場合には、具体的な問題点を経営者保証に関するガイドラインの3要件のどこに問題があるのかという点を具体的に説明することを求めるものとなっています。

■経営者保証ガイドラインの3要件

経営者保証を付けずに融資を受ける、既存の融資から経営者保証を外すなどを求める場合には、次のような経営状況であることが求められます。これを「経営者保証ガイドラインの 3 要件」と言い、全てをクリアすればベストですが、一部を満たすことで無保証融資を受けられたり、既存融資から保証を外すことを求めることができます。

- 1. 資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている
- 2. 財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で 返済が可能である
- 3. 金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている

改正案では、この3要件について、主債務者と保証人に対して 丁寧かつ具体的に説明を行い、保証人に対して下記の事項を 踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的 方法で記録することを求める内容となっています。

- a. どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体の内容
- b. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性 が高まるか、個別具体の内容

以上の内容は、現時点ではあくまでも「案」ですが、経営者保証を必要としない融資の推進は強まっています。しかし、3要件を満たしていない会社に対しては、引き続き経営者保証の徴求はあることでしょう。この3要件を満たす会社となるよう経営改善を具体的に進めていくことが肝要です。

弊社では、経営者保証を外すための経営改善のご支援に力を 入れておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【連絡先】

たかしま行政書士事務所: TEL 045-642-5154